

○浜中町水道事業給水条例

昭和33年12月27日

条例第14号

改正 令和元年9月13日条例第18号

浜中町水道事業給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、浜中町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例の用語は、次の定義による。

- (1) 「給水装置」配水管から分岐して設けられた配水管及びこれに直結する給水具をいう。
- (2) 「家庭用」一般家事に用いるものをいう。
- (3) 「一般用」官公署、学校、会社、団体の事務所、病院、銀行、神社、寺院、貸間業、下宿業、生魚商、製菓業、旅館業、写真業、料理店、飲食店等直接営業のために水を使用しない営業に用いるものをいう。
- (4) 「特殊営業用」せんたく業、染物業、つけ物業、豆腐、こんにやく製造業、製めん業、製ぱん業、清涼飲料業、冷菓業、乳業、水産加工業、かまぼこ業、かん詰製造業、製氷業、自動車運送業、自動車修理業、化学肥料業、畜産加工業、車体洗滌用、魚揚場等で、直接営業のため水を使用する営業に用いるものをいう。
- (5) 「農業用」もつばら農業用に利用し家畜などの飲用に用いるものをいう。
- (6) 「浴場用」浴場業に用いるものをいう。
- (7) 「臨時用」工事その他臨時に用いるものをいう。
- (8) 「船舶用」漁船、その他の船舶で使用するものをいう。
- (9) 「定例日」料金算定の基準日として浜中町長（以下町長という）が定めた日をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯または1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で供用するもの
- (3) 船舶給水装置 漁船その他の船舶給水を専用とするもの

(4) 消火栓 公設又は私設として消火用に供するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第4条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき又は町長において必要があると認めるとき、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、管理人を選定し町長に届出なければならない。

- (1) 給水管を共用するとき。
- (2) 共用の給水装置を使用するとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第7条 給水装置の使用人は、水が汚染させることのないよう給水装置を管理し供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕、その他必要な処置を町長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても町長がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、町長の認定によつて、これを徴収しないことができる。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（平成9年政令第36号）の定める基準による。

2 町長は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に、適合していないと認めるときは、給水契約の申込を拒むことができる。

(工事の申込)

第9条 給水装置の新設及び増設改造及び撤去工事（以下工事という）をしようとするものは、町長に申込まなければならない。

2 前項の申込にあたり、町長は必要があると認めた場合は利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第10条 給水装置工事は、町長又は町長が水道法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

第11条 削除

(工事の費用負担)

第12条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町長が町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第13条 町が施行する給水工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 間接経費

2 前項各号に規定するものの外、工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第14条 町において給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で町長がその必要がないと認めた時は、この限りでない。

2 前項の概算額は、施行後これを精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

3 第1項の工事中、給水装置新設工事に要する概算額の70%については、町長が別に定める期間内において分納することができる。その場合の給水装置所有権の移転の時期は、精算完納のときとする。

4 前項の概算額を指定期限迄に納入しないときは町長は給水装置を撤去し、工事費及び未納工事費に充当するものとする。

(給水装置の変更)

第15条 給水管の移転その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても、町は施行することができる。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

(水道メーターの貸付保管)

第17条 水道メーターは、町から貸付する。ただし、農業用については使用者がその費用を負担する。

2 水道メーターの保管は、貸付を受けた者がこれにあたり、破損、又は無くしたとき、その修繕又は代価を弁償しなければならない。

3 水道メーターの使用料は、次の額(この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とし、給水料金と同時に徴収する。その使用料が16日未満のときは半額とする。

メーター使用料(1カ月1箇につき)

種類	13mm以下	20mm以下	25mm以下	40mm以下	50mm以下	75mm以下	100mm以下	150mm以下
金額	円 176	円 264	円 308	円 770	円 1,804	円 2,266	円 3,168	円 6,798

(届出)

第18条 給水装置の使用者、所有者又は管理人は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長に届出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始又は中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

第19条 給水装置の使用者、所有者又は管理人は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに町長に届出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があつたとき。

- (3) 管理人に変更があつたとき、又は住所変更があつたとき。
  - (4) 給水装置の所有権の変更があつたとき。
  - (5) 共用給水装置の使用世帯数及びその家族数に異動があつたとき。
  - (6) 消火に使用したとき。
- 2 共用給水栓装置より給水の供給を受けようとするものは、その旨町長に申出て鑑札及び鍵の貸与を受けなければならない。
- 3 前項の鑑札及び鍵を亡失又は、き損した時は直ちに町長に届出て鑑札及び鍵の再交付を受けなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する時は、直ちにその旨町長に届出て鑑札及び鍵を速かに返還しなければならない。
- (1) 共用給水装置の使用を休止又は廃止した時
  - (2) 鑑札又は鍵を損じた時
  - (3) 亡失し再交付を受けた後に亡失した鑑札及び鍵を発見した時
  - (4) その他不用に帰した時

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓の使用は、私設消防、又は演習の場合の外使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習用に使用するときは、町の立会を要する。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があつたときは、町長がこれを行い、検査の結果を使用者又は所有者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収することができる。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金は、給水装置使用者又は管理人から徴収する。

- 2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担する。

(料金)

第23条 水道料金は、次の基本料金と超過料金の合計額（この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

用途別	基本料金（1月につき）		超過料金1立方メートルにつき
	水量（立方メートル）	金額（円）	（円）
専 家事用	8	2,200	220

用 栓	一般用	10	2,860	264
	特殊営業用	20	5,720	264
	農業用	50	1,980	99
	浴場用	100	17,600	176
臨時用	1立方メートルにつき		352	
船舶用			352	
共用栓		8	2,200	220

第23条の2 共用給水栓装置の鑑札交付料及び鍵の交付料は、次の通りとする。

種別	料金1戸につき（円）	備考
共用栓鑑札交付料	1,650	
鍵交付料	110	
鑑札再交付料	110	
鍵再交付料	110	

（料金の算定）

第24条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する翌月分として計算する。

ただし、やむを得ない時は、町長はこれを変更することができる。

（水量の認定）

第25条 町長は、次の各号の一に該当する場合は使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

（共用給水装置の水量の認定）

第26条 共用給水装置の水量は各世帯均等とみなす。ただし、町長が必要と認めたときは、各世帯の水量を認定する。

（特別な場合における料金の算定）

第27条 月の中途において水道の使用を開始し若しくは中止したときの料金は次のとおりとする。

- (1) 給水量が基本量の2分の1に満たないときは、基本量の2分の1とする。
- (2) 給水量が基本量の2分の1を超えるときは1ヶ月とみなして算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納)

第28条 臨時給水、その他で給水装置を使用する場合は、使用申込の際町長が定める料金を前納しなければならない。

2 前項の料金は、使用中止の届出があつたとき精算する。ただし、届出のない場合は、町長が使用中止の状態にあると認めたとき精算する。

(用途その他の認定)

第29条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、町長がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要あると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 手数料は次の各号の額（この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、申込者から申込の際に徴収する。

(1) 設計審査及び工事検査手数料

メーター口径	新設又は全面改造工事（円）	その他の工事（円）
20ミリメートルまで	8,800	4,400
30ミリメートルまで	11,000	5,500
50ミリメートルまで	15,400	7,700
100ミリメートルまで	22,000	11,000
101ミリメートル以上	33,000	16,500
給水管分岐工事		4,400

(2) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき11,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金手数料等の軽減又は免除)

第32条 町長は、公益上、その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 取締

(検査等費用負担)

第33条 町長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は措置されたものの負担とする。

(停水処分及び過料)

第34条 次の各号の一に該当するときは50,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正を為したとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。(第38条に該当する場合を除く)
- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(停水処分)

第35条 町長は、この条例により納付すべき料金、手数料及び工事料を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第36条 町長は詐欺その他不正の行為によつて料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第37条 町長は、次の各号の一に該当する場合において管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明でかつ給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めたとき。
- (3) 給水装置の構造及び材質が第8条の基準に適合していないとき。

(罰則)

第38条 この規定に違反し、みだりに配水管より給水設備を設けて給水する行為をなした者は、100,000円以下の罰金に処する。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第39条 町長は、貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。



- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(規定への委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（令和元年9月13日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第17条による改正後の条例第17条第3項及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。